

<個人情報の中国越境規制①>



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 張 鵬程

PROFILE

一、はじめに

2023年2月22日に国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」という。）により「個人情報の越境移転にかかる標準契約弁法」（以下「標準契約規定」という。）が公布され、同年6月1日から施行されることになった。標準契約規定の公布により、2021年11月1日に中国の個人情報保護法が施行されて以降、日本企業及び現地の日系企業（以下「日本企業」という。）を含む多くの企業の関心を集めていた個人情報の越境移転に関する制度が基本的に整ったといえる。

現在、中国で事業を展開するほぼ全ての企業が、自社の従業員、取引先の担当者、購入消費者等、何らかの形で個人情報を取り扱っている。特に日本企業の場合、現地の個人情報を日本本社に集約する体制を採る企業が多いため、今後、個人情報の中国からの越境移転に関する具体的な検討が進むと予想される。そのため、今月から数回にわたり、中国の個人情報の越境移転に関する全体像と共に、実務上、日本企業の多くが関心を寄せる安全評価審査、標準契約の締結を通じた越境移転について解説する。

二、越境移転に関する全体像

中国の個人情報保護法では第3章を「個人情報の越境移転に関する規則」と題し、個人情報処理者¹が中国国内で収集した個人情報を中国国外に越境移転する場合の条件について規定する。当該条件は大きくは下記3つの条件から構成され、それらを「全て充足する」必要がある。

- ① 適法性の条件を具備すること（法第38条）
- ② 本人の個別の同意を得ること（法第39条）
- ③ 個人情報保護影響評価を実施すること（法第55条）

弊所が日々日本企業から個人情報取り扱いに関する相談を受ける際、安全評価審査、個人情報保護認証及び標準契約の締結という3つの個人情報の越境移転に関する条件が話題にのぼるが、それらは上記適法性の条件（①）に関わるものである。個人情報を越境移転するための準備として適法性の条件を具備することは当然であるが、実際の業務に携わると本人の個別の同意や個人情報保護影響評価に時間を要することも多い。また中国から日本へ越境移転した個人情報を第三国の現地法人等でも共有しようとする場合は、日本法やGDPRと中国法の整合性を図る必要もあり、それほど簡単な作業ではないのが実感である。

三、適法性の要件

1. はじめに

適法性の条件に関しては、個人情報処理者が業務等の必要性により中国国外に個人情報を提供する場合に、下記「いずれかの条件を具備する」必要がある。

- ① 個人情報保護法第40条に基づきCACによる安全評価審査に通過したこと
- ② CACの規定に基づく専門機構による個人情報保護認証を得たこと

¹ 個人情報を収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開及び削除等を行う者を指す（法第4条2項）。但し、標準契約を通じた越境移転に関する「個人情報処理者」については、標準契約規定の付属書類である「個人情報の越境移転にかかる標準契約」第1条（一）において、「個人情報処理活動において、自ら処理の目的及び処理の方法を決定し、中国の国外に向けて個人情報を提供する組織、個人」と規定されており、個人情報を越境移転する側の当事者として定義されている。

- ③ CACが制定した標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利義務を約定したこと
 - ④ 法令が定めるその他の条件を具備すること
- 以下では、①CACによる安全評価審査について説明していく。

2. 安全評価審査

(1) 法律上の要件

安全評価審査は、CACが個人情報の越境移転について個人の権利の保護のみならず、国家の安全又は社会公共の利益の観点から審査されるものである。その審査には数カ月の時間を要するうえ、審査を経なければ個人情報を越境できないため、企業の負担は重くなるが、必ずしも全ての企業が審査を受ける義務を負うわけではない。

個人情報に関する安全評価審査については、1) 重要情報インフラ運営者（いわゆるCHIO）、又は2) 個人情報の処理がCACの定める数量に達した個人情報処理者は、越境移転しようとする個人情報を中国国内に保存するとともに、それらを越境移転する前に安全評価審査を通過することが義務付けられる。

1) の重要情報インフラ運営者とは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融等の重要な産業及び分野において、一旦その機能が破壊され又はデータ漏洩等に遭遇すると、国の安全保障、国民経済と生活を深刻な危害をもたらす恐れのある重要ネットワーク施設、情報システム等を運営する事業者をいう。重要情報インフラ運営者については、基本的に政府行政部門による認定を受ける建前となっており、自社がCHIOに該当するかは比較的容易に判断できる。

これに対し、2) の「個人情報の処理がCACの定める数量に達した」とは下記①～③を指し、そのいずれかに該当する場合には安全評価審査を受ける必要がある²。

- ① **100 万人以上の個人情報を取扱うデータ処理者**が中国国外に個人情報を提供する場合
- ② **前年 1 月 1 日から累計で 10 万人の個人情報**あるいは **1 万人の機微な個人情報**を中国国外に提供したデータ処理者が中国国外に個人情報を提供する場合
- ③ CACが規定するその他のデータ国外移転安全評価を申請する必要がある場合

そのため、企業は、自社が上記①～③のいずれかに該当するか否かを検討することが多い。実務上問題になることが多い②の要件については後述する。

(2) 申告手続

上記要件に該当して安全評価審査義務を負う個人情報処理者は、主に3つのプロセスを経てCACに申告し、安全評価審査を受けることになる。

第一のプロセスは、申告のための関連資料の準備である。申告企業は、申告企業の基本情報等を記載した申告書のみならず、個人情報の越境者と国外受領者の間で約定する文書、並びに個人情報の越境移転リスクに関する自己評価文書を提出しなければならない。特に、越境移転リスクに関する自己評価文書については、申告前の3カ月前にリスク評価を完了する必要がある、手続面では、スケジュール管理も重要となる。実質面では、自己リスク評価は、大きく分けると①越境移転活動に関する全体的な状況の確認、説明、②越境移転活動のリスク評価（評価の過程で現れた問題・リスクの指摘とその改善対応措置、効果の説明）、③リスク評価を踏まえた結論（リスクとその改善対応措置を踏まえた結論）を記載する必要がある。自己評価を通じて現れた問題やリスクに対する一定の対応措置をある程度準備しておかなければ、CACによる安全評価審査には合格しない可能性が高いため、自己リスク評価の段階で一定の改善方法を検討しておく必要がある。

第二のプロセスは、申告後の形式審査である。申告企業がその所在地を所管するCACの省級機関に申告書類を提出すると、5営業日以内に形式審査が行われる。書類の不備があれば補充するよう通知があり、書類の不備がなければ、中央機関であるCACに申告書類が送付され、CACにより7営業日以内に受理審査が行われる。その結果、CACが正式に申告を受理した場合、実質審査がスタートする。

第三のプロセスは、CACによる実質審査である。実質審査は、CACから申告企業への受理通知発送日から45営業日以内に実施される。もっとも、CACが事案が複雑であると判断した場合、または事案の性質上書類の補充が必要と判断した場合には、CACの裁量による審査期間の延長が認められている。この期間延長については、現状公開されている情報の限りでは、特段長期にわたって延

² データ越境移転安全評価弁法第4条

長された事案は見当たらないが、今後の実務運用次第では企業の事業展開に負担となる可能性も考えられる。

以上のプロセスを経て安全評価審査を通過した場合、申告企業は2年間にわたって申告された範囲における個人情報の越境移転を実施することができる。

（3）実務上又は解釈上の留意点

上記2.（1）の3つの基準の中で、日本企業を含む大多数の企業にとって問題となるのが、10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報に関する基準への該当性の判断である。実務上でしばしば問題となるポイントは以下の通りとなる。

① 時間的範囲、算定基準

まず、どの期間の個人情報を対象とするかについては、条文上、新たに越境移転しようとする時点から遡って前年度の1月1日までとされ、最長2年間に限定されている。次に、当該基準の算定に際しては原則として個人情報の属する自然人の数に基づき行われ、実務上、重複する場合には1人として算定され则认为られている。

② 数量調整の禁止

「個人情報10万人又は機微な個人情報1万人」という基準については、各企業の業界、事業内容、自社内の従業員の個人情報の種類等によっては当該基準に該当してしまう可能性も十分にある。そのため、2022年9月に上記②の基準が正式に確定した当初は、当該基準に該当しないための個人情報の処理に関する調整手法について一時的に議論されたこともあった。しかしながら、中国の国家安全と個人情報の保護の観点から越境移転に対するCACの安全評価審査を義務付けた規定を回避する目的の調整行為は重大な違法行為となる。そのため、今回の標準契約規定において、そのような調整行為は明確に禁止された。

③ 越境移転の概念

「越境移転」への該当性については、個人情報処理者が積極的に中国国外へ個人情報を提供、伝送、保存する場合に限らず、中国国内の個人情報処理者が日本本社など中国国外からアクセス、ダウンロード等を受けた場合も含まれる。

④ 現状と今後

2023年に入って同年1月までの北京市や上海市における個人情報の安全評価審査の申告数はそれぞれ約16件、約67件と発表されている³。上記の通り、全ての企業が安全評価審査を受ける義務を負うわけではないが、現状の申告件数の少なさからすると、審査義務を負う可能性がある多くの企業が依然として安全評価審査への申告を躊躇している状況が伺える。一方、弊職らの知る範囲でも、個人情報の越境移転が自社の事業展開に大きく関わる企業に関しては、申告の要否を慎重に見極めたうえで準備を進めている企業もいることは事実である。今後、安全評価審査の実務運用の蓄積と共に各企業による申告の増加も予想されるところである。

四、最後に

今回は、個人情報の越境移転に関する全体像と共に、日本企業が安全評価審査義務の有無を判断するための幾つかのポイントについて触れた。次回は、標準契約規定の施行を前に企業がその締結に向けて動き出している標準契約の締結について解説していく。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/be7668692f2633bf.html>